

公安委員会 説明資料No. 1	「警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則案」について	令和3年3月25日 長官官房
--------------------	-------------------------------------	-------------------

1 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、新たに国家公務員となった職員については宣誓書への署名等が不要となるよう、職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）の改正案が、本年3月23日に閣議決定された。

警察職員のサービスの宣誓については、国家公安委員会規則において定められていることから、上記を踏まえて所要の改正を行うもの。

2 改正案の概要

新たに警察職員となった者が宣誓書を任免権者に提出するに当たり、当該職員に宣誓書への署名を求めないこととする。

3 施行期日等

3月23日 改正政令の閣議決定

3月25日 改正規則案の内閣総理大臣への承認の申請（注）

3月26日 公布

4月1日 施行

（公布日・施行日は改正政令と同日）

（注）警察職員のサービスの宣誓について定めるに当たっては、内閣総理大臣の承認を得ることとされている（政令第1条第3項）。

4 その他

本改正規則の制定は、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等（改正政令）と実質的に同一の命令等を定めようとするとき（行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号）に該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を改正規則の公布と同時期に公示する（同法第43条第5項）。

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の規定を整備する。

- (1) 割賦販売法の一部を改正する法律（令和2年法律第64号）による改正後の割賦販売法（昭和36年法律第159号）第53条の2第1号（第35条の2の13第1項に係る部分に限る。）（少額包括信用購入あっせん業の登録申請書に係る記載事項の変更の届出義務違反）の罪
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第246条（詐欺）（第60条の規定が適用される場合に限る。）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条第1項第13号（組織的詐欺）等の罪
- (3) 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号。以下「金販法改正法」という。）による改正後の金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）第85条第1号（不正の手段による金融サービス仲介業への登録等）等の罪
- (4) 金販法改正法による改正後の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第107条第2号（第41条第1項に係る部分）（不正の手段による新たな種別の資金移動業への変更登録）等の罪

3 意見公募手続の結果

規則案について、令和3年2月19日（金）から同年3月20日（土）までの30日間、意見公募手続を実施したところ、本規則案に賛成する旨の意見が1件あった。

4 施行期日

令和3年4月1日（ただし、2(3)及び(4)にあつては、金販法改正法の各関係規定の施行の日）

公安委員会 説明資料No. 3	関東関根組の指定の確認 について	令和3年3月25日 刑事局
--------------------	---------------------	------------------

1 概要

令和3年2月12日、茨城県公安委員会から関東関根組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 関東関根組(主たる事務所:茨城県、代表する者:大塚^{おおつか} 逸男^{いつお}、構成員:約100人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

関東関根組は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

関東関根組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

関東関根組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。

1 主な特徴点

(1) 利殖勧誘事犯

- 利殖勧誘事犯の検挙事件数は過去10年おおむね20事件から40事件で推移していたところ、令和2年は38事件を検挙
- 類型別に見ると、検挙事件数は集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯の検挙事件数（16事件（42.1%））が最多
- 近年の傾向として、若年層の相談件数割合が増加

(2) 特定商取引等事犯

- 特定商取引等事犯の検挙事件数はおおむね120事件から200事件で推移していたところ、令和2年は132事件を検挙
- 類型別に見ると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（124事件（93.9%））が最多

(3) ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は106事件で減少傾向

(4) 保健衛生事犯

- 薬事事犯の検挙事件数は63事件で前年に比べ増加
- 新型コロナウイルス感染症に対する効能・効果を標榜して広告するなどした医薬品医療機器等法違反14事件を検挙

(5) 知的財産権侵害事犯

- 営業秘密侵害事犯の検挙事件数は22事件で増加傾向

(6) その他の事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は102事件で前年比横ばい
- 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数は85事件で前年に比べ減少
- 衛生マスク及び消毒等用アルコールの高額転売に係る国民生活安定緊急措置法違反19事件を検挙

2 今後の取組

- 被害拡大防止に向けた悪質商法事犯の早期認知・早期検挙の推進
- 犯罪傾向を的確に捉えた検挙活動の推進
- 関係機関等との連携による被害防止対策の推進

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>令和3年春の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和3年3月25日 交通局</p>
<p>1 実施期間 4月6日(火)から同月15日(木)までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p>3 運動重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 ○ 自転車の安全利用の推進 ○ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上 <p>4 子供に関する交通事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行中死者・重傷者に占める幼児・児童の割合は5・6月にかけて上昇 ○ 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約6割と最多、児童では約3割が自転車乗用中 ○ 歩行中幼児の死者・重傷者につき、時間帯では16～17時台、自宅からの距離別では50m以下が最多 ○ 歩行中幼児の死者・重傷者は約7割に幼児側（保護者等）の法令違反があり、飛出しが約3割で最多、次いで幼児のひとり歩きが約2割 ○ 児童の死者・重傷者は低学年で多く、歩行中では小学1年生が最多、学年が増すごとに自転車乗用中の割合が増加 ○ 歩行中児童の死者・重傷者につき、時間帯では16～17時台が最多、約6割に法令違反があり、飛出しが約4割で最多 ○ 自転車乗用中児童の死者・重傷者は、約8割に法令違反 <p>5 警察における重点的取組 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ、各種活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者に対する道路横断時の交通ルール遵守についての指導啓発 ○ 通学時間帯等における幼児・児童に対する保護・誘導活動 ○ 自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底と全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨 ○ 歩行者の保護を徹底するための自動車運転者に対する指導・取締り 		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年3月25日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【3月24日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～459,043人（死亡8,908人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～123,711,845人（死亡2,726,339人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。7都府県に緊急事態宣言を発出（同年4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。同年5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。</p> <p>(2) 緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日から2月7日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。1月14日から栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加。2月8日から栃木を除外した上で、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長。3月1日から緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に変更。3月5日、緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長）。同年3月21日をもって緊急事態措置を終了。今後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」を踏まえ社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を推進（同月18日）。</p> <p>(3) 国内の感染状況が厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、水際対策を更に強化（令和2年12月28日から全ての国・地域からの新規入国の一時停止。令和3年1月14日からビジネストラック等の一時停止）。現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出、入国時の検査、位置情報の保存、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長6日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。</p> <p>(4) 新型インフルエンザ等対策特措法等の一部を改正する法律の施行（令和3年2月13日）。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		